

背景

- 最優先の課題である待機児童問題を解消し、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進めるとともに、保育士の更なる処遇改善に取り組む。
- 立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進める。
<経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2018より抜粋>

現状と課題

■土地利用の規制・誘導に係る制度上の課題

- ・保育施設の需要があり、用途地域上立地可能でありながら、周辺住民の反対により施設整備が行われないケースも存在し、事業者のリスクとなっている。

- 保育所開設を断念した事例 → 11件*
- 保育所開設が遅れた事例 → 15件*

※毎日新聞の調査で確認した件数(H24年度以降・全国) (H26.4.24毎日新聞)

- ・立地適正化計画は本格的な実行段階にあるが、保育施設等の誘導施設の集約は進んでいない傾向にある。

- 作成に向けて具体的な取組を進めている市町村 → **407市町村**
(うち、策定・公表は**161市町村**)
(平成30年5月1日現在)
- 誘導施設の割合が増加した都市 → **2.7%** (97都市中26都市)

⇒都市計画法等に基づく用途地域は、周辺環境への影響が大きい建築物を制限する制度であり、保育施設等の生活サービス施設などを必要な場所に誘導することができない。

保育施設等の生活サービス施設整備を行う民間事業者のリスクを軽減し、保育施設等の市街地に必要な施設整備を促進する。

■保育園の建設断念事例

第一種低層住居専用地域において、

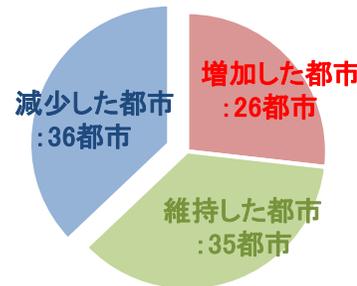
- ・騒音に対する懸念
- ・周辺の道路が狭隘なため危険

との理由から、周辺住民が反対

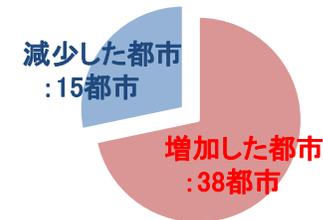


計画中止となった私立保育園
(千葉県市川市)

都市機能誘導区域内の誘導施設の割合*1



居住誘導区域内の人口の割合*2



対象)H28年度までに立地適正化計画を作成・公表した都市
 方法)H29年4月1日とH30年4月1日の数値をもとに算出
 ※1)市町村全域に存する誘導施設数に対する都市機能誘導区域内に存する誘導施設数の割合
 ※2)市町村の全人口に対する居住誘導区域内に居住している人口の割合

要求内容

- ・保育施設をはじめ、生活サービス施設等の立地について、地方公共団体における住民等との協議・調整の仕組みを有する先行事例等の実態調査(厚生労働省と連携)を行う。これらの分析を通じて、保育施設等の生活サービス施設などの立地を促進するための手法を検討する。

成果

- ・保育施設等の生活サービス施設を適切に誘導するためのガイドライン等の整備を行うことで、策定された立地適正化計画の実現を促進させる。

子ども・子育て支援交付金について

平成30年度予算額 1,188億円 → 平成31年度概算要求額 1,188億円 + 事項要求

概算要求の内容

《事項要求》

○社会保障の充実

2019年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費について確保する(消費税引上げ以外の財源も含む)。

事業概要等

【事業概要】

市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業を実施するために必要な費用に充てるため交付金を交付する。

※ 妊婦健診については従前どおり(市町村10/10)

【実施主体】:市町村(特別区含む) 【補助率】:1/3 (都道府県:1/3、市町村:1/3)

対象事業等

- | | |
|---------------------|---------------------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑧養育支援訪問事業 |
| ②延長保育事業 | ⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 |
| ③実費徴収に係る補足給付を行う事業 | ⑩地域子育て支援拠点事業 |
| ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | ⑪一時預かり事業 |
| ⑤放課後児童健全育成事業 | ⑫病児保育事業 |
| ⑥子育て短期支援事業 | ⑬子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) |
| ⑦乳児家庭全戸訪問事業 | |

事業内容

【通し番号184】

一般補助

172億円（+3億円）

- 園児一人当たりの単価を1.2%増
- 幼稚園教員の人材確保の取組に対する支援を引き続き実施

特別補助

110億円（+1億円）

幼稚園等特別支援教育経費

63億円（+0.4億円）

都道府県が、特別な支援が必要な幼児が2人以上就園している私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

- ・対象園児数：約1.7万人（+約100人）

教育改革推進特別経費（子育て支援推進経費）

47億円（+1億円）

預かり保育推進事業

36億円（+1億円）

幼稚園の教育時間終了後や休業日に「預かり保育」を実施する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

- ・長時間預かりに係る加算単価の増：5万円～20万円
- ・長期休業日等預かりに係る加算単価の増：4万円～10万円

幼稚園の子育て支援活動の推進

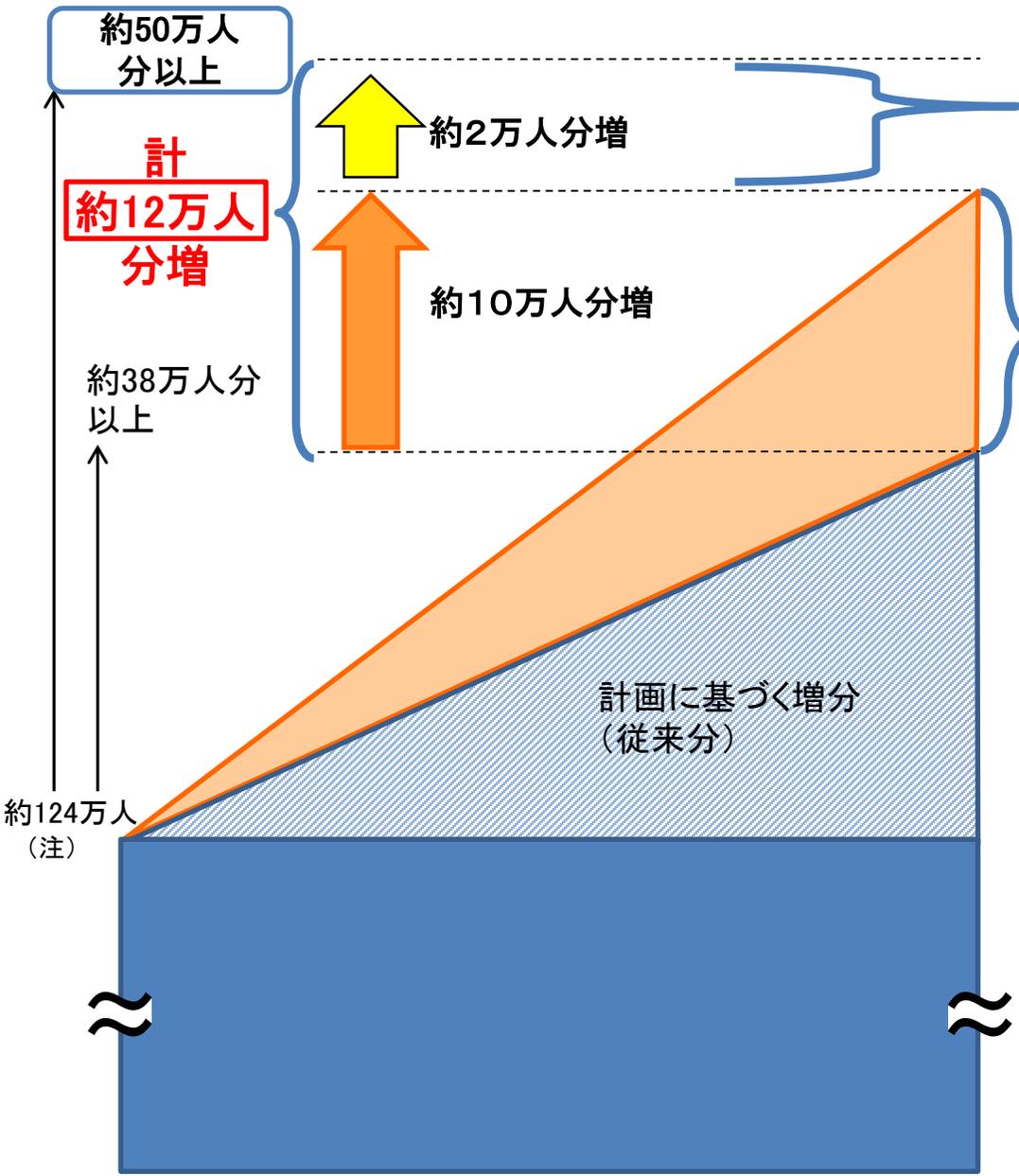
11億円（前年同額）

教育機能又は施設を広く地域に開放することを積極的に推進する私立幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

※括弧内は対前年度増減額。
 単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

第3の矢. 「安心につながる社会保障」(介護離職ゼロ)(前倒し・上乗せ整備のイメージ)

【通し番号185】



約2万人分増のサービス付き高齢者向け住宅の整備 (国土交通省)

+

約10万人分増の在宅・施設サービスの前倒し・上乗せ整備

(対象として想定している在宅・施設サービス)

・特別養護老人ホーム	・特定施設(ケアハウス)
・介護老人保健施設	・小規模多機能型居宅介護
・認知症グループホーム	・看護小規模多機能型居宅介護
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	

約12万人分増の整備が可能となるよう、財政支援を実施

第6期介護保険事業計画期間

第7期介護保険事業計画期間

(注)対象として想定している在宅・施設サービスの2015年3月実績

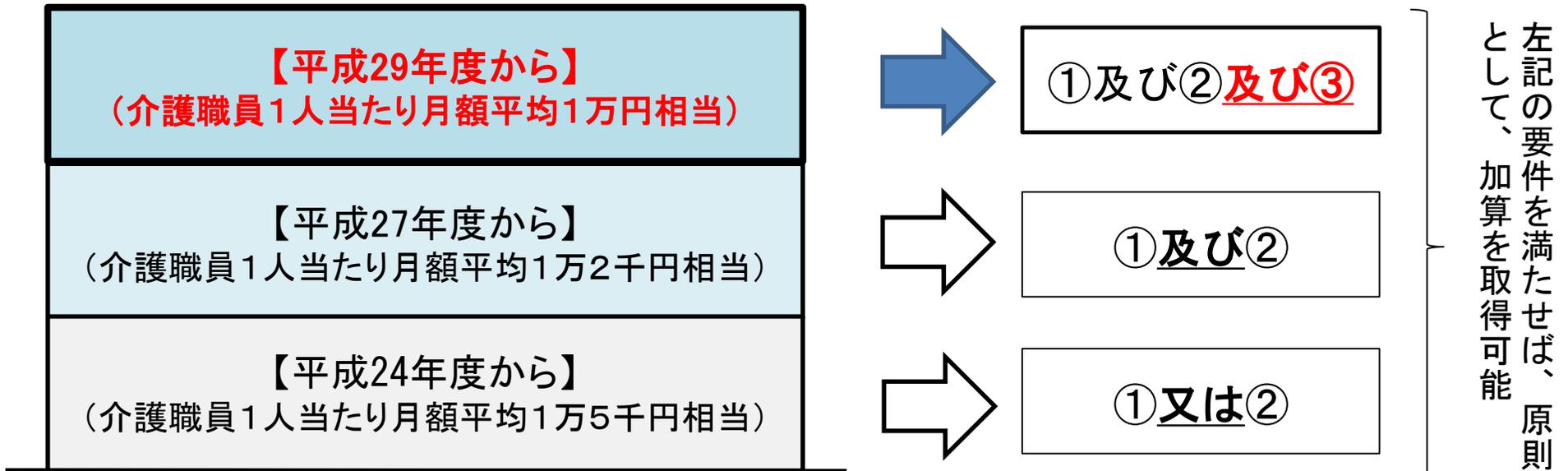
【通し番号186】 介護保険制度における介護職員等の処遇改善について (介護職員処遇改善加算等の拡充)

- 介護報酬において、以下のキャリアパス要件を課した上で、介護職員の処遇改善加算を設けている。
- 平成29年度から、介護職員の技能・経験等に応じた昇給の仕組みを構築した事業者に対して、上乘せ評価を行う加算を創設したところ。

キャリアパス要件

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること



※ 介護サービス事業者は、加算として得た額以上の賃金改善を実施することが求められる。

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ 過疎地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施 ○ ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化 ○ 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進 ○ 介護に関する入門的研修の実施、生活援助従事者研修の受講支援等からマッチングまでの一体的支援 ○ 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備 ○ 入門的研修受講者に対する介護の周辺業務等の体験支援(新規) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護人材キャリアアップ研修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修 ・ 喀痰吸引等研修 ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講 ・ 介護支援専門員に対する研修 ○ 各種研修に係る代替要員の確保 ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施 ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握 ○ 認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 ○ 施設、事業所に対する出前研修やサテライト研修の実施(新規) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催 ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援 ・ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・表彰を実施 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング ○ 介護事業所への介護ロボット、ICTの導入及び導入に係るコンサル費用の支援(新規) 等

○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置
 ○ 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援

【要求要旨】

- 経済状況の好転により景気が回復していく中で、労働市場全体として人手不足感が高まってきており、全産業の有効求人倍率は、バブル期を超える高水準となっている。こうした状況においては、介護分野での人材確保が一段と厳しくなることが想定される。
- このため、地域医療介護総合確保基金を活用した各地域の実情に応じた取組がより人材確保に結びつくよう、国による介護のネガティブなイメージを払拭するための取組や介護人材確保対策の好事例の収集・分析・横展開、介護福祉士を目指す留学生等に対する支援等の取組について引き続き推進を図りつつ、介護人材確保対策の底上げを図る。

【事業内容】

(1) 介護職のイメージ刷新等による人材確保対策強化事業【一部推進枠】

- ・ 介護の仕事に対するネガティブなイメージを刷新するとともに、介護職の魅力や社会的評価を高める気運やムーブメントの醸成を図るため、国、自治体、民間事業者等の関係者からなるPTを組織し、様々な立場にある関係者の知見を活用しながら、これまでにない手法によるPR活動を全国的に展開する。
- ・ 都道府県や事業所等で実施している先駆的あるいは効果的な介護人材確保対策の事例を収集・分析するとともに、当該事例の横展開を図るなど、都道府県や事業所等での介護人材確保対策の推進を支援する。

(2) 介護福祉士を目指す留学生等に対する相談支援等の体制整備事業【推進枠】

- ・ 在留資格「介護」による外国人留学生に加え、介護職種の実習生等の外国人介護人材を対象とし、これらの外国人介護人材が安心して我が国で働くことができるよう、相談支援や生活課題等への支援を実施する。

【平成31年度概算要求額】

(1) 435,906千円(234,412千円)	}	(目) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 684,274千円(365,033千円)
うち推進枠分131,740千円		
(2) 248,368千円(130,621千円)		うち推進枠分380,108千円

介護分野における生産性向上に向けた取組

1. 生産性向上推進に向けた取組

【通し番号189】

(1) 各サービス提供主体における生産性向上の推進

タイムスタディ調査等に基づく業務フローの分析、ガイドラインの作成



業務プロセスの構築、職員配置の見直し 製造業の知見を活用、業務分担の整理、機能分化

ICT・AIの活用・文書量の削減 介護サービス事業所が独自に作成する文書の削減、記録管理等の効率化

介護ロボットの活用 ロボット活用による生産性向上の推進、介護報酬における評価の検討、現場ニーズを踏まえた開発・普及の促進

(2) 文書量の半減

- ▶ 行政が求める帳票等の削減、重複の排除等を通じた文書量削減の取組を推進
- ▶ 介護サービス事業所が独自に作成する文書の削減の削減（再掲）

2. 介護サービス提供主体の経営効率化に向けた取組

- ▶ 法人の大規模化、協働化、複数事業の展開等、介護サービス提供主体の経営効率化に向けた調査研究を実施。当該研究等に基づき、効率的な経営が見込まれる規模・事業形態への誘導策を検討

3. 生産性向上推進体制の構築

- ▶ **局内に生産性向上推進室を設置**（伺い定め）、生産性向上に向けた取組を局内横断的に推進。**来年度以降、専任の推進官を設置し、更に強力な推進体制の整備を検討**（組織定員要求）

各サービス提供主体における生産性向上の推進

2018年度

2019年度

2020年代

ガイドライン

1. 生産性向上ガイドラインの作成

- タイムスタディ調査等に基づく業務フローの分析（8月～）試行的ガイドライン作成（秋頃）
- ガイドライン作成
- 生産性向上協議会の開催（好事例の発表・表彰）

ガイドラインの主要な要素

- 業務プロセス構築
- 職員配置見直し
- 事業所が独自に作成する文書量削減、ICT活用
- 介護ロボット活用

○ガイドラインの横展開

- ・事業者団体等を通じた全国展開（WEB活用、研修会、相談窓口設置等）
- ・**コンサルティング、ICT・介護ロボット導入促進**等による現場レベルでの定着、底上げ推進

○コンサルの集中的実施

- ・**経営的視点の追加、アウトカム効果測定**の実施
- ガイドラインのバージョンアップ
- ・**介護ロボットの活用等**による更なる生産性向上
- ・全国ブロック単位での成果発表

介護ロボットの導入環境整備等
ガイドラインの活用・浸透、

必要に応じた更なる見直し・改善

1. 特養等における活用（ガイドライン作成の一環）

- モデル特養等における業務の実態把握と生産性向上ガイドラインの策定

○モデル特養等での活用

- ・モデル特養等における介護ロボット等の活用等による更なる生産性向上

2. 現場ニーズを踏まえた介護ロボットの開発・普及の促進

- ニーズ・シーズ連携協調協議会の拡充（16協議会→50協議会）

- 協議会を活用した介護現場と介護ロボットメーカーによる一体的な開発・普及に資する取組の実施

3. 介護報酬における介護ロボットの評価の検討

- 有効性や安全性等の評価指標案の作成
 - ・効果実証、評価指標等の調査研究（6月～）
 - ・評価指標案の作成（～年度末）

○評価指標の実証試験

- ・評価指標を活用した実証試験の実施（～2020）
（見守り機器やその他のロボットの实証試験）

○介護報酬改定

- ・2021年度介護報酬改定への反映

介護ロボット関連

推進策の検討（5月～）
参与意見交換による

1. 経営効率化（大規模化、協働化、複数事業の展開等）

- 老健事業による調査研究
 - ・実態調査・研究の実施（夏以降～）
 - ・効率的な体制構築方策の取りまとめ（～年度末）

- ガイドラインへの反映、横展開
- 報酬体系の検討等、効率化への誘導策の検討

成果の活用

「5%を上回る生産性向上」を實現
（～2040年）

文章量半減の取組

～2017年度【実施済】

2018年度

2019年度

2020年代初頭

国・自治体が求める帳票等

1. 指定申請関連文書

- 国が求める帳票の削減項目の検討
- ・削減可能項目の洗い出し（昨秋）
- ・自治体へのアンケート（12月～1月）

- 省令改正（6月29日公布、10月施行）**
- 通知発出等
- H30老健事業による更なる効率化検討（公募・採択済）

2. 報酬請求関連文書

- H30老健事業**により以下実施予定（公募・採択済）
- ・自治体・事業者へのアンケート・ヒアリングをふまえた**削除文書や項目の洗い出し**
- ・**削減影響検証**及び**削減に向けた提言**

- 省令改正
- 通知発出等（5～6月）

3. 指導監査関連文書

- H29老健事業により以下実施済み
- ・自治体が実地指導にて求める文書の実態把握
- ・文書量削減の方向性の提言

- H30老健事業**により以下実施予定（公募・採択済）
- ・自治体へのヒアリングをふまえた**項目の標準化、様式整備**
- ・モニタリング調査の実施

- 通知発出等（5～6月）

必要に応じ更なる見直し

「行政が求める帳票等の文書量の半減」を実現

事業所が独自に作成する文書

- 事業所における実態把握等**
- ・訪問、通所介護事業所、ケアマネ事業所等における文書の種類、負担感等を調査
- ・訪問、通所事業所を対象に、ICT導入前後の書類作成時間等の効果を検証
- ⇒効率化できた事業所では、総労働時間に対し、訪問で3.9%、通所で3.1%程度の効率化を達成

- 生産性向上ガイドラインの作成・普及（再掲）**
- 介護事業所における業務改善に向けた取組み（作成文書の見直し、ICT化等）を支援するため、生産性向上ガイドラインを作成し、横展開を図る。

- ガイドラインの横展開

【通し番号190】 介護事業所におけるICTを通じた情報連携推進事業

平成30年度予算額 平成31年度要求額
149,280千円 → 100,000千円

1. 要求要旨

- 介護人材の確保が喫緊の課題である中、介護サービスを安定的に提供するためには介護の専門人材が機能を最大限発揮できる環境や効果的・効率的に働ける職場環境の整備が必要である。

また、介護事業所におけるICTについては、現在、介護サービス事業所において様々な業務支援のための情報通信技術を活用した記録等のソフトが導入されているため、ICTの活用による効果的・効率的な情報連携が進んでいない状況である。

- このため、セキュリティ基準の作成や医療・介護連携における標準仕様を作成することにより、介護職員の負担軽減や効果的・効率的な地域包括ケアを推進する。

2. 事業内容

- 介護事業所におけるICT化を全国的に普及促進するため、平成30年度において、ケアマネや事業所間における情報連携に必要な情報（ケアプラン（予定・給付実績）等）について標準仕様を作成するとともに、セキュリティ等の分析を行うこととしており、平成31年度においては、医療・介護連携に必要な情報について、一定の標準仕様を作成するとともに、介護事業所に求められるセキュリティ基準の作成を行う。

3. 実施主体

- 国（民間団体（シンクタンク）等への委託を想定）